

平成24年度千葉市食品衛生監視指導計画(案)の概要

< 1 施策案の背景及び内容 >

食品衛生監視指導計画とは

【背景】

平成15年の食品衛生法の改正により、厚生労働省が定めた「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成15年厚生労働省告示第301号）」に基づき、毎年度、翌年度の監視指導計画を市民等の意見を求めた上で策定しなければならない（食品衛生法第24条及び第64条）こととされました。

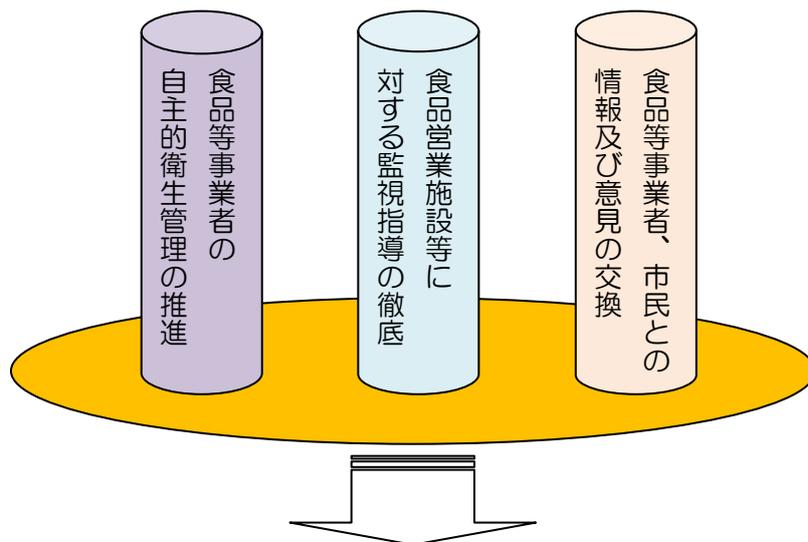
そこで、平成16年度の計画からその案を公表し、パブリックコメント手続を実施しているものです。

【内容】

皆様が安心して食生活を送ることができるよう、食品等の生産、製造、流通の状況、食品衛生上の問題や食中毒の発生状況を考慮して、保健所が実施する食品営業施設等の立入検査や食品、添加物等の試験検査のほか、食品衛生の確保を図る上で必要な事項について定めたものです。

計画のポイントは

計画は次の3つ事項を柱とするとともに、保健所が実施する監視指導の具体的な内容について、数値目標を含め定めています。



食品衛生監視指導計画の主な内容

- ☆重点的に監視指導を実施する施設（重点的に監視する施設、監視項目など）
- ☆食品等の試験検査計画（添加物や残留農薬の検査など）

計画は必ず実行されるのですか？

特別な状況変化等が生じない限り、必ず実行します。

万一、計画を変更する場合には、緊急でやむを得ない状況である場合を除き、事前に変更する事項を公表します。

また、この計画には、次の事項についても積極的に情報提供することを定めています。

- 1 毎年度、翌年度の計画（案）を公表する
- 2 計画の実施状況を公表する
- 3 食品衛生法に違反した者を公表する
- 4 その他食品衛生に関する情報について市ホームページ等を通じて公表する

< 2 施策案の概要 >

計画の概要は

この計画は、前述の「指針」に基づき、次の事項を骨子としています。

- 1 重点的に監視指導を実施する施設
・対象施設と主な監視指導項目
- 2 食品等の試験検査計画
- 3 食中毒防止対策
- 4 食中毒等健康被害発生時の対応
- 5 市民、食品等事業者との情報及び意見の交換
- 6 食品等事業者に対する自主的な衛生管理の推進
- 7 食品衛生行政に携わる人材の養成及び資質の向上に関する事項
- 8 監視指導等の実施体制
- 9 監視指導実績等の公表